

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	久留美/別所町 (相野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月8日、令和7年1月28日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在は、6戸が酒米「山田錦」を中心とした水稲経営を個別完結型で行っており、1戸が野菜を生産されている。家庭菜園での農地利用もある。
 水稲(山田錦、コシヒカリ)が主産物だが、水稲を主とする中心経営体(認定農業者、法人)が不在であり、新たな担い手の確保が急務である。個人経営が主となっているため、農機具代の高騰による更新時の負担等が増加することから、継続的な営農に影響を及ぼす可能性が非常に高い。
 近年、ジャンボタニシ発生による水稲被害が拡大しており、駆除対応が喫緊の課題である。
 また、農家の高齢化等によって、自己保全や遊休農地が多数あることから、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用について検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦やコシヒカリなど水稲を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。
 将来的に、離農意向の農家が多く、更に自己保全地や遊休地が多く発生することが懸念される中で、地理的な状況やパイプライン未整備地であるため、他地区の農業者への集積はあまり期待できない。
 そのため、親族や地域の農家間の協力を得ながら、基盤整備地と自家消費する野菜等の耕作地は維持していくことを目標とし、地域全体での耕作放棄地が発生しないよう努力する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域として、多面的機能支払交付金の受益地を対象区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、親族や地域の農家を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員等と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当該地域は開拓地であり、圃場は整った形状をしているが、基盤整備等の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続き農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害対策として、電気柵を設置し、農会を中心に地域全体で維持管理を行う。				